

【対象となる外構・外壁について】

Q. 改修の場合でも申請の対象となりますか。

A. 申請対象になりますが、既存の外壁・外構の解体及び撤去費用は補助金の対象外となります。

Q. 自治体（国）の外郭団体ですが、入居している自治体（国）の外構・外壁の整備は対象になりますか。

A. 国や自治体の所有する建物は、本事業の対象とはなりません。団体が独自財源で整備する場合（国庫や自治体の補助財源が入っていない場合）には、補助の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q. 補助対象経費には木材の材料だけでなく、施工費用も含まれていますか。

A. 基本的には施工費用も補助対象経費に含まれます。詳細に関しては個別の案件ごとのご相談となります。

Q. 外構・外壁の設計費は対象になりますか。

A. 設計費は対象になりません。ただし、施工費は対象となり補助対象物を設置するための諸経費も対象となります。

Q. 多摩産材の3割以上の考え方について教えてください。

A. 多摩産材をはじめとする国産木材は、外壁の場合1㎡当たり0.01㎡以上（補助対象面積の30%以上が木材でおおわれていること）、外構の場合1㎡当たり0.012㎡以上使用することが必要です。

Q. 木材のルーバーは対象になりますか。

A. 素材が全て木材なら対象となります。詳細に関しては個別の案件ごとのご相談となります。

【申請について】

Q. 中・大規模建築物の木造木質化支援事業、多摩産材を活用したにぎわい施設整備の支援事業、木の街並み創出事業の併用は可能でしょうか。

A. 併用は可能です。ただし、補助対象を明確に分け、範囲を重複がしないようにする必要があります。

Q. 申請の募集時期は決まっていますか。

A. 決まっていません。随時受け付けています。ただし、令和8年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須です。

Q. 年度をまたぐ事業は申請できますか。

A. 年度をまたぐ事業であっても申請できます。支払いは年度ごとではなく、補助対象経費を含む契約のすべての支払いが完了してからになります。

Q. 申請書の作成方法について相談はできますか。

A. 随時受け付けています。お電話でお問い合わせの上、設計資料や作成中の申請書等をお送りいただければ申請書の作成についてアドバイスすることができます。また、対面での相談も可能です。新宿パークタワーOZONE内の国産木材の魅力発信拠点 MOCTION でも月1回程度個別相談の時間を設けています。

【事業計画書・事業実績書について】

Q.材積、床面積、割合等に数値に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 小数点以下第3位まで表示し、4位以下は切り捨てで処理してください。

Q. 外国産材を使用することはできないのですか。

A. 要件以上の国産木材の量を使用すれば、外国産材を一部に使用することは可能です。

Q. 外壁・外構に斜面や凹凸がある場合面積はどのように算出すればよいですか。

A. 外壁・外構の補助対象面積は水平投影面積で算出してください。

【経費の算出について】

Q. 金額に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 補助金額は千円以下切り捨てで記載してください。

【工事支援について】

Q. 工事中に申請した設計を変更せざるを得なくなりました。どのような手続きが必要ですか。

A. 次のような場合には、変更承認申請書を提出し、財団の承認を受ける必要があります。該当するかの判断については、変更部分の工事に着手する前に一度お問い合わせください。なお、承認が必要であるにもかかわらず、承認を受けずに変更して工事着手した部分については、補助対象外となる場合があります。

- (1) 工事補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事費の30%を超えて変更しようとするとき。
- (3) 工事補助事業の経費区分ごとの配分額の30%を超えて変更しようとするとき。

Q. 完了検査はいつ、どのように実施しますか。

A. 補助対象部分が完成した時点で原則として現地に伺い、実績報告書の内容と相違ないか確認します。補助対象部分の完成時期がわかったところで、検査日の調整をさせていただきますので、ご連絡ください。また、検査の1週間前までに支払証憑以外の実績報告書を仮提出してください。

【補助金返還について】

Q. 工事完了時後、対象箇所の隣地に建物等が建ってしまった場合はどうなりますか。

A. 対象物を容易に見ることができなくなってしまった場合、補助金返還になる可能性があります。

【多摩産材等について】

Q. 多摩産材はどこで調達できますか。

A. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

ホームページからもお問い合わせできます。 <http://tamasanzai.tokyo/>

Q. 多摩産材や国産材であることはどのようにして証明すればよいですか。

A. 使用した箇所ごとに仕入れのルート図を作成していただき、それに対応した出荷証明をご提出いただいています。出荷証明には多摩産材または国産木材であることと材積の記載が必要です。ルート図については、例をお渡しできますので、お問い合わせください。